

議案第 5 号

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

将来にわたり地域の防災力を高める組織体制を維持するため、消防団の組織を見直すことから、団員の定数を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、222人とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 団員(規則で定める団員を除く。)には、次により年額報酬を支給する。</p> <p>略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 年額報酬は、当該年度分をその翌年度の4月に支給する。</p> <p>6 出動報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 1906 791 1966"> <tr> <td>出動した日の属</td> <td>支給月</td> </tr> </table>	出動した日の属	支給月	<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、266人とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。</p> <p>略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 年額報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="841 1283 1441 1599"> <thead> <tr> <th>任用期間</th> <th>支給月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月まで</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>7月から9月まで</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>10月から12月まで</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>1月から3月まで</td> <td>4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 出動報酬の支給方法については、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「任用期間」とあるのは、「出動した日の属する月」と読み替えるものとする。</p>	任用期間	支給月	4月から6月まで	7月	7月から9月まで	10月	10月から12月まで	1月	1月から3月まで	4月
出動した日の属	支給月												
任用期間	支給月												
4月から6月まで	7月												
7月から9月まで	10月												
10月から12月まで	1月												
1月から3月まで	4月												

<u>する月</u>	
<u>4月から6月ま</u> で	<u>7月</u>
<u>7月から9月ま</u> で	<u>10月</u>
<u>10月から12月ま</u> で	<u>1月</u>
<u>1月から3月ま</u> で	<u>4月</u>

7 から 9 まで 略

7 から 9 まで 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。